

見積仕様書

環境政策局南部クリーンセンター

(担当：梅田、田中 電話：611-5363)

件 名	令和7年度京都市南部クリーンセンター貯水槽清掃業務				
契 約 期 間	契約の日の翌日から令和7年12月19日まで				
契 約 条 件	本業務は、水道法第34条の2に基づく、貯水槽の年1回の清掃業務及び水質の検査を行うものである。				
	1 履行場所 京都市伏見区横大路八反田29 京都市南部クリーンセンター				
	2 対象貯水槽（2基）				
	名称	容量	寸法 (縦×横×高さ)	材質	設置場所 備考
	生活用水 受水槽	36m³ (18m³×2)	3,000×4,000× 3,000mm (中仕切付)	FRP パネル	工場棟 1階 二槽式
	生活用水 高架水槽	6m³ (3m³×2)	1,500×2,000× 2,000mm (中仕切付)	FRP パネル	工場棟 7階 二槽式
	(平面図及び自動制御は、別図参照)				
	3 業務内容 (別紙) 貯水槽清掃業務内容のとおり				
	4 日程等 受注者は、業務の実施日について、京都市南部クリーンセンター（以下「当施設」という。）に所属する担当職員と協議して定めること。なお、実施日については、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時までの間で行うものとする。				
	5 資格等 受注者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2第1項の規定における「建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業」として都道府県知事の登録を受けた者であること。				

契 約 条 件	6 業務主任 (1) 受注者は、業務の技術上の管理を行う者（以下「業務主任」という。）を定めること。 (2) 業務主任は、次の各項目に該当する資格要件を有する者とする。 ア 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第28条第4号イの規定により、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽清掃作業監督者講習会の課程を修了した者 イ 貯水槽の保全に関し、相当の経験を有し、熟知した者 ウ 貯水槽の構造及び仕様を熟知した者 (3) 受注者は、業務主任の資格要件を証する書面を提出すること。 7 業務従事者 (1) 受注者は、業務の実施に必要な業務従事者（業務主任を含む。以下同じ。）を必要人数配置すること。 (2) 業務従事者は、次の各号に該当する要件を有するものとする。 ア 貯水槽の保全に関する相当の経験を有し、熟知した者 イ 貯水槽の構造及び仕様を熟知した者 ウ 良好な健康状態である者 (3) 受注者は、業務従事者について、労働安全衛生法に規定する安全教育等を履修させること。 (4) 受注者は、半年以内の業務従事者の保菌検査結果の写しを書面で提出すること。 8 掃除用具等 清掃に用いる機材、用具及び薬品等については、用途に適切、効果的であり、かつ、可能な限り環境に配慮したものを使用することとし、それらの経費については、本契約に含むものとする。 ただし、清掃の実施に伴い必要となる光熱水費については、本市の負担とする。 9 業務の報告 作業実施後、その日実施した作業内容がわかる作業日報を提出すること。 業務完了時は、清掃、点検結果の他、作業前及び作業後の様子が分かる写真を添えた業務完了報告書を提出すること。 10 支払 業務完了後、一括して支払うものとする。
---------	---

(別紙) 貯水槽清掃業務内容

1 清掃業務

清掃業務は、仕様書の「2 対象貯水槽」について、水槽内部の清掃及び滅菌作業一式を行うこと。なお、水道法第34条の2第2項の規定に基づく、簡易専用水道の検査において、清掃の不行き届きを原因とする不適合がある場合は、再清掃を行うこと。

その他、以下の点に留意するものとする。

- (1) 各水槽とも、二槽のうち、片方ずつ貯水槽内部の清掃及び滅菌作業を行い、生活用水等の供給を止めないこと。
- (2) 貯水槽内の沈積物質及び浮遊物質、また、壁面、揚水ポンプ及びストレーナー等の付着物質等の除去を行うこと。
- (3) 清掃は、デッキブラシ、スポンジ、タワシ等による水洗いとし、洗剤は使用しないこと。
- (4) 清掃後、塩素濃度約 50～100mg/L の次亜塩素酸ナトリウム溶液を水槽内全面に塗布し、30 分以上放置した後、水洗いを行うこと。その後、残水を拭き取り、消毒をもう一度行い、さらに 30 分以上放置すること。
- (5) 消毒終了後、再度、水洗いをしてから水槽内に水を張ること。
- (6) 自動運転での試運転を行い、送水及び止水の確認を行うこと。
- (7) 貯水槽の上部及び周辺の清掃、異物侵入防止のための点検、整備を行うこと。

2 設備点検

清掃業務の前に以下に基づき点検を行うこと。異常があれば写真撮影を行い、業務完了報告書に記載すること。点検の結果、修繕が必要な項目がある場合は、速やかに当施設の担当職員に報告すること。

- (1) 本市が別途提供する給水施設図面等との設備の照合を行うこと。
- (2) 水槽内部、外観及び周辺の状況（ひび割れ、漏水、槽内沈殿物・浮遊物、マンホール施設、防虫網損傷等の有無及び状態）の確認を行うこと。
- (3) FM 弁、ボールタップ及び減圧弁の錆、衝撃、漏水、損傷、作動等の有無及び状態の確認を行うこと（定水位弁、ボールタップによる停止水位の確認を含む）。
- (4) 定水位弁のストレーナー、Y 型ストレーナーの清掃を行うこと。
- (5) ポンプの異音、振動、過熱、漏水等の有無及び状態の確認を行うこと（電流値、絶縁抵抗値の確認を含む）。
- (6) 満減水警報装置、電極棒接点劣化、損傷、作動の有無及び状態の確認を行うこと。

3 水質検査

水質検査は、仕様書の「2 対象貯水槽」及び本市が指定する箇所で採水した水質の検査を実施するものとし、検査項目は、「建築物環境衛生管理基準」に掲げる「飲料水の水質

検査について」の検査 11 項目及び遊離残留塩素の計 12 項目とする。

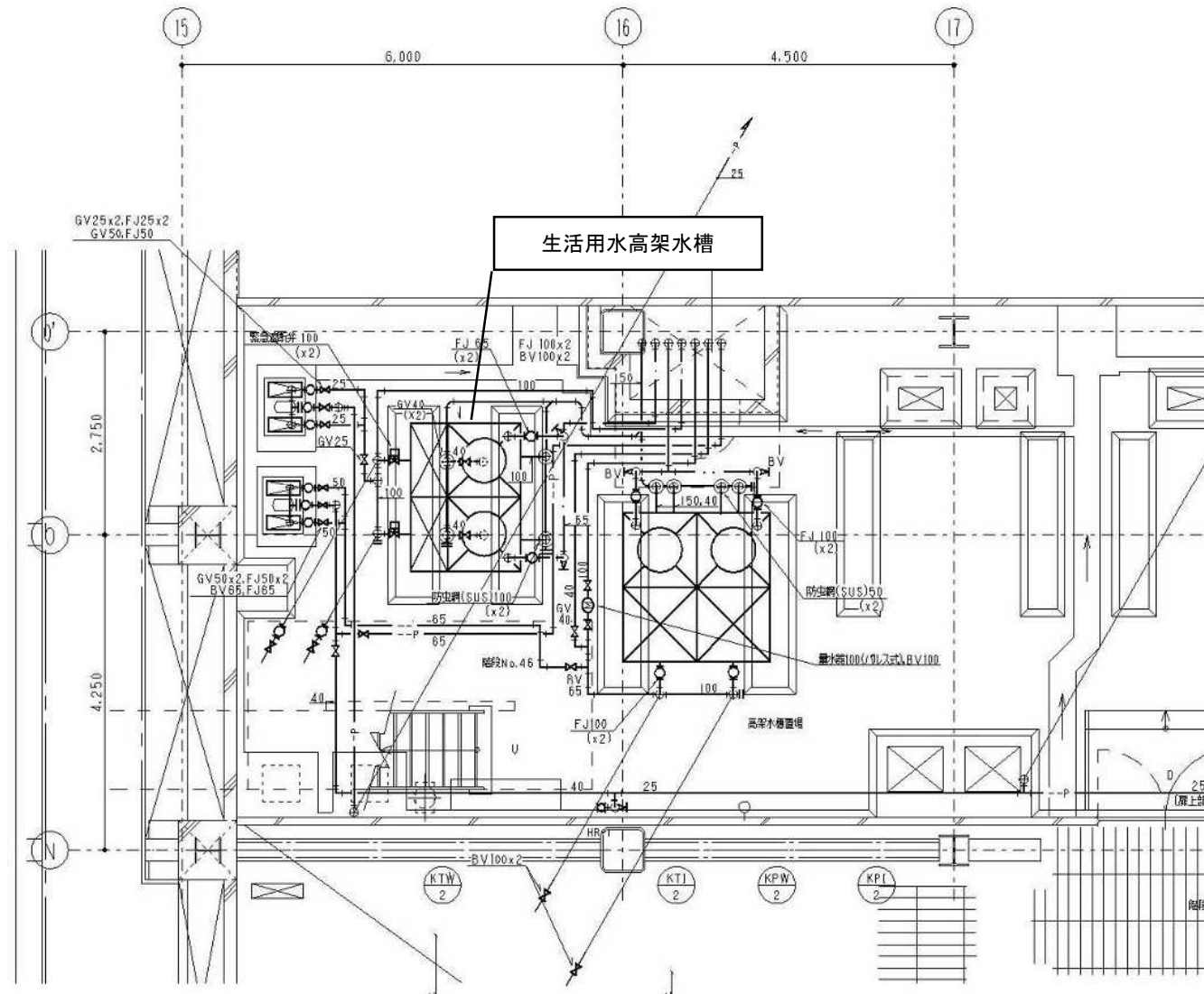
(1) 検査箇所

- ① 生活用水受水槽
- ② 生活用水高架水槽
- ③ 井水ろ過装置出口
- ④ 給湯室（1 階事務所横）

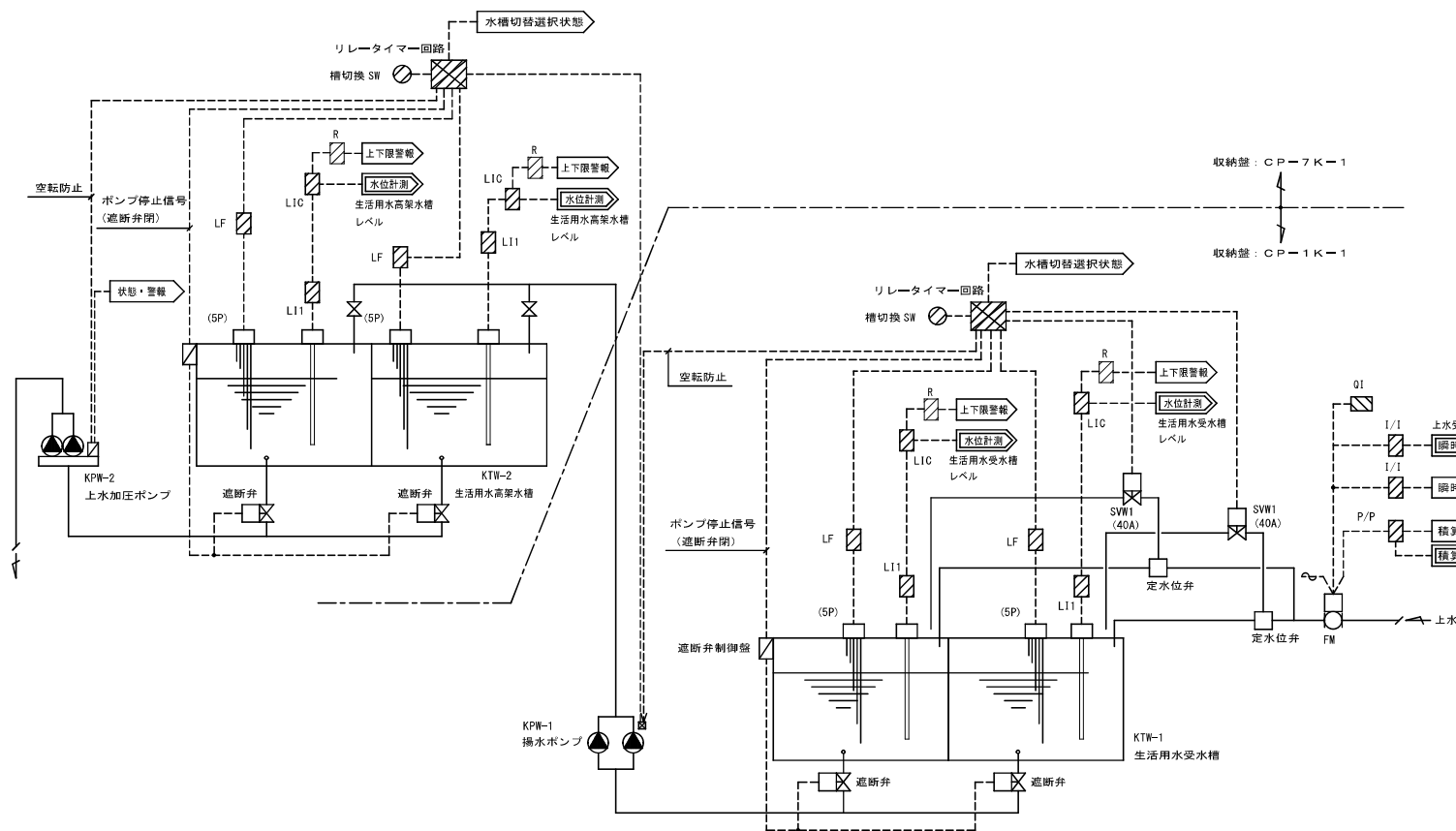
(2) 検査項目

- ① 一般細菌
- ② 大腸菌
- ③ 亜硝酸態窒素
- ④ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ⑤ 塩化物イオン
- ⑥ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- ⑦ pH 値
- ⑧ 味
- ⑨ 臭気
- ⑩ 色度
- ⑪ 濁度
- ⑫ 遊離残留塩素

生活用水高架水槽(工場棟7階) 平面図



生活用水受水槽及び生活用水高架水槽自動制御



記号	系統名	組数	収納壁	中央監視信 取合先 R S
KTW-1	生活用水受水槽	1	CP-1K-1	1RS-3
KTW-2	生活用水高架水槽	1	CP-7K-1	7RS-2

制御項目

＜受水槽＞

- ### 1. 水位制御

槽内水位により補給水弁の開閉制御を行う。

- ## 2. 水位監視

水位異常時、警報を出力する。(上限/下限)

また、タイマーにより警報出力のハンチングを

3. 遮断并制御（遮断并制御盤機能）

地震時、遮断弁を閉とし、揚水

4. 揚水ポンプ空転防止制御

- 槽内水位

＜高架水槽＞

- ### 1. 水位制御

槽内水位により揚水ポンプの発停制御を行う。

- ## 2. 水位監視

水位異常時、警報を出力する。(上限/下限)

また、タイマーにより警報出力のハンチングを防止する。

(注記) 1. 定水位弁、遮断弁及び、遮断弁制御盤は衛生設備詳細図参照のこと。

2. 揚水ポンプの自動交互運転は電気設備工事とする。

3. CP盤～DCS間の信号線配線は、工場棟2F中央制御室設置のDCS（プラント工事）まで本工事にて配線する。

4.  : プラント監視盤 (DCS) の監視信号
